

平成 30 年 11 月 30 日

特定非営利活動法人
旧真田山陸軍墓地とその保存を考える会
理事長 小田 康徳 様

大阪市建設局長 永井 文博
〔担当：総務部管財課（足立）
電話：06-6615-6488〕

旧真田山陸軍墓地の整備について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 9 月 20 日にいただきました「旧真田山陸軍墓地の整備について申し入れ」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市建設局行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

大建第 587 号

平成 30 年 11 月 8 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 様

大阪市長

吉村 洋文

旧真田山陸軍墓地の管理・維持保全に関する要望について

大阪市に所在する旧真田山陸軍墓地（以下「当墓地」という。）は、明治 4 年（1871 年）に日本で最初に設置された軍用墓地であり、陸軍創設期に亡くなった兵士をはじめ西南戦争や日清・日露戦争、第 1 次世界大戦、第 2 次世界大戦における軍人・軍関係者の戦死者、病死者など、日本国民の生命・財産を守り、その使命を果たすために殉じた方の 5,000 を超える墓石や、8,000 を超える方が眠る納骨堂などがある全国でも最大規模のものです。

昭和 21 年（1946 年）6 月、大蔵次官・内務次官通知「旧軍用墓地の処理に関する件」により「旧軍用墓地は都道府県又は地元市町村に無償貸付するものとする」「維持管理、祭祀は地方の実情に応じ市町村、宗教団体、遺族会等において行うものとする」とされたことから、本市は国と国有財産無償貸付契約を締結し、昭和 21 年 8 月から本市が善良な管理者の注意義務をもって当墓地の除草・清掃・緊急修繕などの維持管理を行っております。

また、昭和 22 年（1947 年）には、当墓地の維持管理や祭祀などを実施するための団

体が設立され、現在では、「公益財団法人真田山陸軍墓地維持会」として、除草・清掃等の環境維持活動をはじめ、崩壊の危機に直面している墓碑の修復事業や当墓地見学者などに対する案内・普及・啓発活動も行うなど、次の世代に引き継ぐための活動を行つており、当墓地の維持管理に多大な協力をいただいております。

また、当墓地の財産所管部署である財務省近畿財務局は、この間の地震・台風の被害を踏まえ、早急に建物調査を行い、調査内容を踏まえて納骨堂の改修工事を実施する予定であると聞いております。

しかしながら、当墓地創設以来 150 年近く、本市が維持管理を担つて以来 70 年余の時間が経過し、墓石については、破損・風化などが著しく、また、昭和 18 年（1943 年）建立の納骨堂についても、建物の傷みが相当進み、建築基準法上の耐震基準を満たさないものであるなど、本市の無償貸付契約による維持管理で対処することが難しく、財産所有者である国による抜本的な対策が必要となってきております。特に、今後発生が予想される南海トラフ地震などの巨大地震に備え、納骨堂の耐震対策をはじめ、墓石の破損・風化対策が喫緊の課題であると考えております。

当墓地をはじめ、国から無償貸付等を受け地方公共団体が維持管理している全国 44 カ所の旧軍用墓地は、もともと国により創設された、国民の生命・財産を守り、その使命を果たすために殉じた方が眠る墓地であることから、当墓地の管理・維持保全は、国の責務であると考えております。

本市は、「公益財団法人真田山陸軍墓地維持会」の意見も聴取し、当墓地について、次の事項を要望として取り纏めました。以上の状況をご賢察いただき、格別のご配慮を賜りたく強く要望いたします。

記

1. 行政目的の確立、国の責務の明確化

旧真田山陸軍墓地は、国民の生命・財産を守り、その使命を果たすために殉じた方を慰靈する施設であると明確に位置づけ、さらに、戦争の歴史を後世に伝えるための史跡として文化財指定を行うなど、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」と同様に、行政目的と所管省庁を明確にしたうえで、その管理・維持保全の責務が国にあることを明確にすること。

2. 旧真田山陸軍墓地の計画的な維持保全の実施

国は、国有財産の管理責任者として、旧真田山陸軍墓地における墓石の破損・風化や納骨堂の損傷・耐震状況などすべての施設の老朽化の実態を調査・把握した結果に基づき、将来にわたって旧真田山陸軍墓地を適切に管理・維持保全していくために、国の事業として、維持保全計画を策定し計画的に維持保全を実施すること。

3. 国・本市・民間団体との役割分担及び財政支援

旧真田山陸軍墓地の管理・維持保全の責務は国にあることを前提として、当該管理・維持保全などに係る必要な部分について、国・本市・環境維持活動を行っている団体それぞれの役割分担を明確にするとともに、国は、本市や民間団体が担う業務に対して財政支援を行うこと。

以上

【別紙】

番号	1. 2. 3. 4. 5. 6.
項目	<p>1. 墓地内構造物の修復等においては、個人墓碑、合葬墓碑、納骨堂等、および終戦後の構造に係る管理棟に至るまで、配置場所、形状、材質などすべて現状の変更を行うことなく、実施すること。</p> <p>2. 個人墓碑の痛みについては、まずその現状をしっかりと把握すること。そのうえで、現状の改善・維持が可能な補修方法を追及すること。すでに碑面が剥落していても、その断片が残っている墓碑もあるので、それらについてはもとの墓碑を確定し、よく照合したうえで剥落前の形状に復元できるよう、その可能性を追求すること。すでに折れてしまい、全体の復元が不可能な墓碑については、いまある位置において、これ以上の破壊の進行を防ぐ措置を取ったうえで、その現形を残すこと。念のため、かつて実施された年月の確定は難しいが間違いなく過去の歴史において修復・補強されたことが明らかな各種の墓碑についての記録を取り、その特徴と問題点について明らかにすること。</p> <p>3. 納骨堂については、建物の傷みをしっかりと確保するとともに、現状の形状を変えずに十分な耐震性を付与する補強工事を実施すること。安全な照明施設を設け、また、外部からの塵埃の侵入を防ぎつつ自然な風が通る仕組みを設置すること。</p> <p>4. 日露戦争・満州事変の合葬墓については、修復・補修等の工事が必要な箇所について、学術的な調査・検査をしっかりと行い、記録を作つて今後の対応に備えること。</p> <p>5. 工事終了後も、墓地の維持管理に日常的に対応できるようにするために、墓地の景観に影響を与えない場所に簡便な管理・研究棟を設置し、必要な人材を配置すること。また、修復後の墓地には、この陸軍墓地についての、正確かつわかりやすい解説板、注目すべき墓碑についての説明板など、見学者の理解を図る施設を設けること。見学者が休息でき、研修にも対応できる簡便な施設の建設も考慮すること（現在の維持会第二会議室の改修を視野に入れてよい）。また、そこには展示施設を設けるとともに、先の管理・研究棟と連携して、しっかり研究もできる部屋を確保し、陸軍墓地を中心に近代日本の軍隊と戦争について研究力を身に付け、かつ市民に説明できる力を持つ人材の育成を図ること。</p> <p>6. 大阪市は、以上の諸施策を実施する法的根拠を明確にするため、国に対し、文化財保護法に基づく史跡・文化財として旧真田山陸軍墓地を指定するよう強く申し入れること。</p>

旧真田山陸軍墓地は、もともと国により創設された、国民の生命・財産を守り、その使命を果たすために殉じた方が眠る墓地であり、当墓地の管理・維持保全は、財産所有者である国の責務であると考えております。

平成 30 年 9 月 20 日に大阪市長あて提出された「旧真田山陸軍墓地の整備についての申し入れ」の内容も踏まえ、別添「旧真田山陸軍墓地の管理・維持保全に関する要望について」のとおり平成 30 年 11 月 8 日に内閣総理大臣あて要望を行いました。

担当	建設局 総務部 管財課 電話 : 06-6615-6488
----	-------------------------------